

## 令和8年度碧南市連絡委員全体会

日 時 令和8年4月7日（火） 午後7時～  
場 所 市役所2階 大会議室

- 1 市民憲章唱和
- 2 市長あいさつ
- 3 碧南市連絡委員の委嘱について
- 4 連絡事務について
  - (1) 碧南市連絡委員に関する規則について・・・・・・・・・・・・・・・・ P2～4（資料1）
  - (2) 令和8年度連絡事務の予定について・・・・・・・・・・・・・・・・ P5（資料2）
  - (3) 広報へきなんの配布について・・・・・・・・・・・・・・・・ P6～7（資料3）
  - (4) 五軒組について・・・・・・・・・・・・・・・・ P8～9（資料4）
  - (5) 市の組織について・・・・・・・・・・・・・・・・ P10～12（資料5）
  - (6) 各地区への委託費等の概要について・・・・・・・・・・・・・・・・ P13～14（資料6）
  - (7) 碧南市市民活動総合補償制度について・・・・・・・・・・・・・・・・ P15～17（資料7）
  - (8) 町内会における個人情報の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・ P18～19（資料8）
  - (9) その他
    - ア 碧南市市民活動センターについて・・・・・・・・・・・・・・・・ P20（資料9）
    - イ 連絡委員防犯連絡所について・・・・・・・・・・・・・・・・ P21～25（資料10）
    - ウ 町内会加入の促進チラシについて・・・・・・・・・・・・・・・・ P26～27（資料11）



# 碧南市民憲章

衣浦港を門戸として、広く世界に目を開き、あたたかく明るい郷土「碧南」をつくるため、わたくしたちは自治の約束として、この憲章を掲げます。

## 1. 安心して住める町に

いのちを大切にし、すこやかな毎日をおくります。

## 1. 活気ある町に

元気で働き、豊かな家庭を築きます。

## 1. あたたかい心の町に

話し合いの輪をひろげ、なごやかな社会をつくります。

## 1. きれいな水と青い空の町に

自然をだいにし、美しい郷土をつくります。

## 1. 清らかな文化の町に

若い力を育て、文化と教養のまちをつくります。

# 令和8年度 碧南市連絡委員一覧表

(令和8年4月1日現在 正幹事：◎ 副幹事：○)

町内会		氏名	摘要	町内会		氏名	摘要
新川地区	久沓町	吉田 賢一		大浜地区	権現町	磯貝 光好	
	丸山町	鳥居 粧滋			岬町	磯貝 悟	
	六軒町	亀薦 義三			錦町	磯貝 一成	
	田尻町	角谷 和宣			塩浜町	角谷 修	
	松江町	生田 元信			塩浜町第2	都築 弘和	
	相生町	加藤 政和			浜田町	磯貝 一夫	
	相生鶴見町	白井 利幸	○		伊勢若松町	杉浦 樹美	
	鶴南東	高橋 徹弥			入船権田町第1	磯貝 久男	◎
	鶴南西	長谷川 裕一			入船権田町第2	花見 幸次郎	
	鶴中	岩本 大介			前浜町	石川 正	
	鶴北	原田 重充		川口町	網野 喜仁		
	千福町第1	渡邊 邦治		棚尾地区	源氏町	角谷 俊人	
	千福町第2	加藤 弘幸			汐田町	辻 伸治	
	籠田町第1	仲田 通昭			春日町	永坂 康三	
	籠田町第2	杉浦 春彦			作塚沢渡町	粟津 康之	○
	千福浜尾町	杉本 新一			栗山町	竹本 利彦	
	千福堀方町	横山 幸由			志貴町	金子 正裕	
	千福福清水町	板倉 正也			棚尾本町	齋藤 秀敏	◎
	住吉町	神谷 直樹	◎		弥生町	石川 敏明	
	浜尾鶴見町	浅岡 伴次			若宮町	齋藤 明充	
堀方町	森田 武行		雨池川端町		大坪 政丈		
中央地区	東山町	荒井 秋男		志貴崎町	齋藤 和亮		
	金山町	石川 能章		旭地区	鷺塚町	安藤 秀人	
	西山町第1	石川 和宏			鷺林町	太田 一久	
	西山町第2	角谷 信吾			旭 町	鏑本 幸雄	
	道場山町	白井 誠	○		二本木町	小笠原 真伸	
	宮後町	小林 哲三			荒子町	久田 泰朗	
	福清水末広町	鈴木 里志			笹山町	小澤 啓仙	
	天王第1	石川 浩興	◎		新道町	山口 泉	
	天王第2	小林 孝寛			緑 町	岡本 浩司	
	天王第3	奥谷 俊之			西部城山町	石川 茂敏	◎
中後町	倉内 伸治		神有町		伊藤 好則		
大浜地区	植出町	光田 庸人		南城山町	上城 和広		
	尾城町	新實 邦彦		天神町	山田 光三		
	幸町第1	岩間 千晃		池下照光町	岡部 茂典		
	幸町第2	杉浦 英行		鴻島町	外角 強		
	中山町	生田 敏幸		三宅町	仲島 雅人		
	向陽町	鍋田 精二		伏見町	鈴木 英和		
	源氏神明町	守田 礼二		日進町	杉浦 幹根	○	
	大浜上町	杉浦 徹	○	霞浦町	杉浦 亀代光		
	石橋町第1	鈴木 与土樹		東浦町	金原 坂男		
	石橋町第2	市川 斉		平七町	金原 幸保		
西端地区	中松町	岩間 孝史		鷺塚住宅	吉川 辰夫		
	羽根町	金原 琢夫		大久手・半崎1	深谷 博信		
	本郷・中町	三ッ矢 一美		半崎2	新美 敏和	○	
	松本町	石川 真志		半崎3	杉本 敏朗		
	沢渡町	金原 淳		上1	杉浦 直樹		
	野田町	杉浦 正直		上2・3・宮下	鳥居 裕	◎	
	浜寺町	内藤 久嗣		上4	杉浦 実		
	中町中区	榊原 伸光		上5	田辺 雅久		
	音羽町	高松 雅樹		下1・2	村上 伸浩		
	善明町	内藤 幸生		下3	白井 康三		
作塚町	加藤 発司		下4	杉浦 賢司			
築山町	磯貝 清司		下5	杉浦 功久			
西浜町第1	角谷 活幸		下6	長崎 慎治			
西浜町第2	杉浦 義彦		西荒居1	清水 一志			
宮町第1	森田 雅晴		西荒居2・三度山住宅	杉浦 正紀			
宮町第2	赤窄 康信						

以上115名を碧南市連絡委員として委嘱します。

令和8年4月7日

碧南市長 小池 友妃子

## 碧南市連絡委員に関する規則について

## ○碧南市連絡委員に関する規則（一部抜粋）

〔平成2年3月30日〕  
規則第23号

改正 令和8年4月1日 規則第33号

碧南市連絡委員に関する規則（昭和36年碧南市規則第19号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、市政の円滑な推進を図るため、連絡委員の設置等について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 別表の各区又は町内会（以下「町内会等」という。）に、碧南市連絡委員（以下「委員」という。）1人を置く。

（所掌事務）

第3条 委員は、当該町内会等に対する市政の周知啓発及び連絡事務を処理するものとする。

（委嘱）

第4条 委員は、町内会等からの推薦により市長が委嘱する。

2 議会の議員は、委員となることができない。

（任期）

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（後任者の推薦）

第6条 委員は、町内会等の推薦により後任者を任期満了15日前までに市長に届け出なければならない。

（身分証明書の携帯）

第7条 委員は、任務に従事する場合は、市が交付する碧南市連絡委員身分証明書（別記様式）を携帯しなければならない。

（地区連絡委員会）

第8条 委員は、委員の間の連絡を図るため、別表の各地区ごとに地区連絡委員会（以下

「委員会」という。)を組織する。

- 2 委員会に、地区正幹事(以下「正幹事」という。)及び地区副幹事(以下「副幹事」という。)各1人を置き、委員の互選により定める。
- 3 正幹事は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副幹事は、正幹事を補佐し、正幹事に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 委員会は、正幹事が招集する。

(連絡委員幹事会)

第9条 正幹事及び副幹事は、市との連絡を密にするため、碧南市連絡委員幹事会(以下「幹事会」という。)を組織する。

- 2 幹事会に、代表幹事及び副代表幹事各1人を置き、正幹事及び副幹事の互選により定める。
- 3 代表幹事は、会務を総理し、幹事会を代表する。
- 4 副代表幹事は、代表幹事を補佐し、代表幹事に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 幹事会は、市長が招集する。

(委託料)

第10条 市長は、予算の定める範囲内において、連絡事務委託料を各地区に、委員会委託料を委員会に、幹事会委託料を幹事会に交付する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか委員について必要な事項は、市長が定める。

別表（第2条、第8条関係）

地 区	町 内 会 等
新 川	久沓町 丸山町 六軒町 田尻町 松江町 相生町 相生鶴見町 鶴北 鶴中 鶴南西 鶴南東 千福町第1 千福町第2 籠田町第 1 籠田町第2 千福浜尾町 千福堀方町 千福福清水町 住吉町 浜尾鶴見町 堀方町 東山町 金山町 西山町第1 西山町第2
中 央	道場山町 宮後町 福清水末広町 天王第1 天王第2 天王第3 中後町 植出町 尾城町 幸町第1 幸町第2 中山町 向陽町 源氏神明町
大 浜	大浜上町 石橋町第1 石橋町第2 中松町 羽根町 本郷・中町 松本町 沢渡町 野田町 浜寺町 中町中区 音羽町 善明町 作 塚町 築山町 西浜町第1 西浜町第2 宮町第1 宮町第2 権 現町 岬町 錦町 塩浜町 塩浜町第2 浜田町 伊勢若松町 入 船権田町第1 入船権田町第2 前浜町 川口町
棚 尾	源氏町 汐田町 春日町 作塚沢渡町 栗山町 志貴町 棚尾本町 弥生町 若宮町 雨池川端町 志貴崎町
旭	鷺塚町 鷺林町 旭町 二本木町 荒子町 笹山町 新道町 緑町 西部城山町 神有町 南城山町 天神町 池下照光町 鴻島町 三 宅町 伏見町 日進町 霞浦町 東浦町 平七町 鷺塚住宅 家下
西 端	大久手・半崎1 半崎2 半崎3 上1 上2・3・宮下 上4 上5 下 1・2 下3 下4 下5 下6 西荒居1 西荒居2・三度山住宅

## 令和8年度連絡事務について（予定）

依頼時期	事務内容	全戸配布・回覧の場合記載	所管課
4月	防犯連絡所についての依頼（全体会） 交通安全施設についての依頼		地域協働課 地域協働課
5月	日本赤十字社資募集チラシの全戸配布 令和8年度ヘルスキーパー事業等への協力依頼	全戸配布	社会福祉協議会 健康課
6月	消防団員紹介チラシの全戸配布 北新川駅周辺地区基本構想に関する地元説明会	全戸配布 回覧	危機管理課 都市計画課
7月	へきなんおみやげガイドの全戸配布 元気ッス！へきなんチラシ あぶらがふち通信の回覧（東町内会、西部連合町内会、西端区） 油ヶ淵周辺一斉清掃のお願い（東町内会、西部連合町内会、西端区） 令和7年度社会福祉協議会会員募集に関する依頼 社協だよりの回覧	全戸配布 全戸配布 回覧 回覧 回覧 回覧	商工課 地域協働課 環境課 環境課 社会福祉協議会 社会福祉協議会
8月	台風時におけるごみ収集チラシの回覧 令和9年度消防団員の選出に関する依頼 アジア競技大会に係るイベントの交通規制について（大浜地区） 食フェアチラシの全戸配布	回覧 回覧 回覧 全戸配布	環境課 危機管理課 アジア競技大会推進室 商工課
9月	伊勢町認定子ども園整備に係る住民説明会開催チラシの全戸配布等（大浜地区）※下区：全戸配布、上区・中区：回覧 食フェアチラシの全戸配布	全戸配布・回覧 全戸配布	保育課 商工課
10月	大浜てらまちウォーキングチラシ 赤い羽根共同募金と歳末たすけあい募金チラシ等の全戸配布 認知症早期発見早期介入実証プロジェクトのご案内 アクション油ヶ淵チラシの回覧（東町内会、西部連合町内会、西端区） あぶらがふち通信の回覧（東町内会、西部連合町内会、西端区） 大浜てらまちウォーキング交通規制について（大浜地区）	全戸配布 全戸配布 全戸配布 回覧 回覧 回覧	商工課 社会福祉協議会 高齢介護課 環境課 環境課 商工課
11月	クリンビーときれいな街づくり事業PRチラシの回覧 令和9年度へきなんヘルスキーパーの推薦について 市民憲章実践者の被表彰者の推薦に関する依頼 社協だよりの回覧	回覧 回覧 回覧 回覧	環境課 健康課 地域協働課 社会福祉協議会
12月	へきなんマラソン交通規制（浜寺町・本郷町） 年末年始の燃やすことのできるごみ収集日程チラシの回覧 文化財防火デー行事の回覧（旭地区） 町内会（自治会）加入世帯調査に関する依頼	全戸配布 回覧 回覧 回覧	スポーツ課 環境課 文化財課 地域協働課
1月	令和9年度碧南市連絡委員の推薦について		地域協働課
2月	ゼイムだよりの回覧	回覧	税務課
3月	あぶらがふち通信の回覧（東町内会、西部連合町内会、西端区） 碧南市民駅伝大会における周辺道路の使用について（東町内会、神有区、伏見屋区、二本木町、本郷町） 社協だよりの回覧	回覧 回覧 回覧	環境課 スポーツ課 社会福祉協議会
隔月	「交番だよりの」全地区回覧	回覧	碧南警察署
月1回	「広報へきなん」の全戸配布	全戸配布	秘書課
年5回	へきなん議会だよりの全戸配布	全戸配布	議会事務局
年4回	「防犯あいち」の回覧	回覧	防犯協会
その他	「公民館報」「公民館だよりの」（各地区）の回覧・全戸配布	回覧・全戸配布	各公民館

部長・班長・組長・伍長保存用  
※回覧ではありません

広報へきなんの配布について

日頃は、広報へきなんの発行業務にご協力いただきありがとうございます。

地区の部長、班長、組長、伍長さんの皆さんには大変恐縮ですが、裏面の日程のとおり、配布にご協力くださいますようお願い申し上げます。

また、広報へきなんの配布部数の不足や変更がございましたら、連絡委員さんまでご連絡ください。

この文書は、部長、班長、組長、伍長さん用のものです。  
回覧用ではありません。  
回覧部数＋予備が入っています。

連絡先 秘書課広報統計係  
電 話 95-9867

## 令和8年度広報へきなん配布日程

広報へきなん	連絡委員配布日
令和8年 4月号	令和8年 3月27日(金) ※4月全体会でのお知らせと同日程
5月号	4月24日(金)
6月号	5月22日(金)
7月号	6月26日(金)
8月号	7月24日(金)
9月号	8月21日(金)
10月号	9月25日(金)
11月号	10月23日(金)
12月号	11月27日(金)
令和9年 1月号	12月25日(金)
2月号	令和9年 1月22日(金)
3月号	2月19日(金)
4月号	3月26日(金)

※連絡委員さんから部長、班長、組長、伍長さんのお手元に届くのは、数日後になります。

五軒組一覧表

	町内会名	実数	計	
新	久沓町	113	115	
	丸山町			
	六軒町			
	田尻町	39	41	
	松江町	36	38	
	相生町	70	72	
	相生鶴見町	0		
	川	山神相生町(鶴ヶ崎第1)	94	104
		山神町(鶴ヶ崎第2)		
		新川山神町(鶴ヶ崎第3)		
浅間町(鶴ヶ崎第4)				
新川籠田町(鶴ヶ崎第5)				
地	千福町第1	34	36	
	千福町第2	21	23	
	籠田町第1	20	22	
	籠田町第2	24	26	
	千福浜尾町	28	30	
	千福堀方町	25	27	
	千福福清水町	32	34	
	住吉町	29	31	
	区	浜尾鶴見町	25	27
		堀方町	39	41
東山町		56	58	
金山町		55	57	
西山町第1		55	57	
西山町第2		32	34	

中	道場山町	48	50	
	宮後	38	40	
	福清水末広町	38	40	
	天王第1	84	90	
				天王第2
				天王第3
	地	中後町	257	273
		植出町		
		尾城町		
		幸町第1		
幸町第2				
中山町				
向陽町				
源氏神明町				

大	大浜上町	30	32
	石橋町第1	25	27
	石橋町第2	22	24
	中松町	25	27
	羽根町	31	33
	本郷・中町	40	42
	松本町	16	18
	沢渡町	18	20
	野田町	20	22
	浜寺町	13	15
地	中町中区	10	12
	音羽町	36	38
	善明町	33	35
	作塚町	14	16
	築山町	26	28
	西浜町第1	22	24
	西浜町第2	18	20
	宮町第1	19	21
	宮町第2	29	31
	権現町	33	35

回覧文書をお願いする場合の配布枚数の目安として、4月1日現在の五軒組(班、組、伍長等)の数を表にしたものです。

現在の「実数」欄をご確認のうえ、変更がございましたら下記までご連絡ください。

なお、この数に予備2枚を加えた「計」の数の回覧文書を配布しますので、変更がございましたら随時ご連絡ください。  
※回覧板の追加、破損、紛失等あった場合は、下記にて新品をお渡しします。古い回覧板は各自で処分してください。

連絡先： 地域協働課共生協働係(2階)

TEL 95-9872

FAX 41-5412

区名	実数	計
久 沓	113	115
田 尻	39	41
西松江	36	38
東松江	70	72
鶴ヶ崎	94	104
千 福	184	198
浜 尾	93	99
東 山	111	115
西 山	87	91
新川合計	827	873

区名	実数	計
道場山	124	130
天 王	84	90
中 山	257	273
中央合計	465	493

大 浜 地 区	岬町	23	25
	錦町	29	31
	塩浜町	35	37
	塩浜町第2	4	6
	浜田町	27	29
	伊勢若松町	36	38
	入船権田町第1	30	32
	入船権田町第2	27	29
	前浜町	22	24
	川口町	18	20

区名	実数	計
大浜上	227	245
大浜中	106	116
大浜下	398	430
大浜合計	731	791

棚 尾 地 区	源氏町	21	23
	汐田町	27	29
	春日町	19	21
	作塚沢渡町	11	13
	栗山町	13	15
	志貴町	30	32
	棚尾本町	19	21
	弥生町	19	21
	若宮町	29	31
	雨池川端町	18	20
志貴崎町	36	38	

区名	実数	計
棚尾合計	242	264

旭 地 区	鷺塚町	49	51
	鷺林町	40	42
	旭町	25	27
	二本木町	21	23
	荒子町	28	30
	笹山町	47	49
	新道町	32	34
	緑町	19	21
	西部城山町	10	12
	神有町	152	160
南城山町			
天神町			
池下照光町	366	374	
鴻島町			
三宅町			
伏見町	42	44	
日進町			
霞浦町			
東浦町			
平七町			
鷺塚住宅	50	52	

区名	実数	計
鷺塚町	49	51
鷺林町	40	42
旭町	25	27
西部連合町内会	157	169
神有区	152	160
伏見屋区	366	374
平七区	131	137
鷺塚住宅	50	52
旭合計	970	1,012

西 端 地 区	大久手	6	8
	半崎1	22	24
	半崎2	18	20
	半崎3	12	14
	上1	18	20
	上2・3	21	23
	宮下団地	13	15
	上4	25	27
	上5	29	31
	下1・2(下1)	20	22
	下1・2(下2)	18	20
	下3	36	38
	下4	28	30
	下5	19	21
	下6	16	18
	西荒居1	17	19
西荒居2	15	17	
三度山団地(市営)	7	9	
三度山団地(県営)	5	7	

区名	実数	計
西端合計	345	383

地区名	実数	計
新川地区	827	873
中央地区	465	493
大浜地区	731	791
棚尾地区	242	264
旭地区	970	1,012
西端地区	345	383
合計	3,580	3,816

## 碧南市行政組織図(抜粋)

部	部長職氏名	課	業務内容
総務部	総務部長 杉浦 智彦	秘書課 (秘書係、人事係、広報統計係)	市長・副市長の秘書業務に関する事、職員の人事・給与に関する事、広報へきなんに関する事、統計調査に関する事
		行政課 (行政係、契約検査係)	市の例規の制定改廃及び審査に関する事、選挙に関する事、物品・工事等の入札・契約・検査に関する事
		税務課 (管理係、納税係、市民税係、固定資産税係)	各種税金に関する事
企画財政部	企画財政部長 生田 和重	企画政策課 (デジタル推進室、政策推進係、ふるさと応援係)	DXおよび情報処理に関わる事、総合計画に関する事、ふるさと応援寄附金に関する事
		財政課 (財政係、施設マネジメント係)	予算決算に関する事、公共施設の整備維持に関する事、市有財産の有効活用に関する事
市民生活部	市民生活部長 山田 昌宏	地域協働課 (共生協働係、交通防犯係)	町内会に関する事、市民活動に関する事、国際交流に関する事、外国人相談に関する事、交通安全・防犯に関する事
		危機管理課 (危機管理係、地域防災係)	防災、災害に関する事、消防団に関する事
		市民課 (戸籍係、市民係、住民記録係)	住民異動の届出に関する事、戸籍の届出に関する事、証明書の発行に関する事、マイナンバーカードに関する事、旅券の交付に関する事
福祉部	福祉部長 鈴木 美奈子	福祉課 (福祉総務係、保護係、社会福祉係)	生活保護・困窮に関する事、障害者福祉に関する事、民生委員等団体事務に関する事
		高齢介護課 (高齢福祉係、介護保険係、地域支援係、東部市民プラザ)	敬老会事業に関する事、高齢福祉に関する事、介護保険に関する事、地域包括ケアシステムに関する事、高齢者虐待に関する事、東部市民プラザ・高齢者元気ツス館の運営
		国保年金課 (国保年金係、医療係)	国民健康保険に関する事、国民年金に関する事、各種医療助成に関する事、後期高齢者医療に関する事
社会福祉協議会 事務局長 伊藤 正博			地域福祉に関する事業、保育園、児童センター、児童クラブの運営に関する事
こども健康部	こども健康部長 中川 英治	こども課 (子育て支援係、こども相談係、発達支援係)	児童手当・ひとり親手当に関する事、子育て支援に関する事、子どもの発達支援に関する事
		保育課 (保育係、運営支援係)	保育園、認定こども園、幼稚園等の運営に関する事
		健康課 (庶務係、成人保健係、母子保健係)	へきなんヘルスキーパーに関する事、成人保健に関する事、母子保健に関する事、予防接種に関する事、休日診療に関する事、休日歯科・障害者歯科診療に関する事
経済環境部	経済環境部長 杉浦 英樹	商工課 (商工観光係、企業応援係、企業誘致係、ものづくりセンター)	観光に関する事、商工業・労働に関する事、くるくるバスに関する事、企業向けの補助金に関する事、ものづくりに関する講座・教室の開講、愛知県連技能専門校、碧南市青少年少女発明クラブ
		農業水産課 (管理水産係、農政振興係、土地改良係、農業活性化センターあおいパーク、農業者コミュニティセンター)	農業、漁業に関する事、農業委員会・土地改良区に関する事、あおいパークの運営に関する事
		環境課 (ごみ減量係、環境保全係)	ごみ収集に関する事、市営墓園に関する事、環境保全に関する事

碧南市行政組織図(抜粋)

部	部長職氏名	課	業務内容
建設部	建設部長 亀島 政司	土木港湾課 (管理係、道路係、港湾河川係)	公共用地(道路・水路)に関する事、道路事業に関する事 港湾・河川・漁港事業に関する事
		都市計画課 (管理係、計画推進係)	都市計画事業(土地利用・道路)に関する事、生産緑地に関する事 景色づくりに関する事、屋外広告物に関する事
		建築課 (管理係、建築行政係、建築営繕係)	市営住宅に関する事、開発行為・建築相談に関する事、新築住宅・耐震改修等補助に関する事、空き家対策に関する事、公共施設の設計、施工及び監理に関する事
開発水道部	開発水道部長 石川 幸治	都市整備課 (管理係、都市整備係)	公園・緑地事業に関する事、土地区画整理事業に関する事
		下水道課 (管理業務係、公共下水係、都市下水係、会計係)	下水道事業に関する事
		水道課 (管理係、料金係、工務係、配水管理事務所、会計係)	水道事業に関する事
市民病院経営管理部	市民病院 経営管理部長 深津 広明	医事経営課 (企画推進係、医事係)	病院事業に関する事
		管理課 (総務係、施設用度係)	
教育部	教育部長 岡本 和雄	庶務課 (庶務係、第1・2学校給食センター)	教育委員会に関する事、学校施設の維持補修に関する事
		学校教育課 (指導係)	市内の小学校・中学校に関する事
		生涯学習課 (生涯学習係、公民館、文化会館、市民図書館、中部分館、南部市民プラザ)	文化会館・公民館に関する事、青少年育成に関する事、女性団体・社会教育団体等に関する事、図書館、芸術文化ホールに関する事
		文化財課 (文化財係、哲学たいけん村無我苑)	文化財に関する事
		スポーツ課 (スポーツ係、アジア競技大会推進室)	スポーツに関する事、アジア競技大会に関する事
		海浜水族館 (管理係、展示係)	水族館運営に関する事
		藤井達吉現代美術館	美術館運営に関する事
議会事務局	議会事務局長 堀田 葉子	議事課 (議事係)	議会運営に関する事
衣浦衛生組合 事務局長 杉浦 浩二			し尿処理施設・ごみ処理施設・余熱利用施設・火葬場の設置及び管理に関する事

## 市の組織について

### 1 組織一覧(一部抜粋)

内容	担当課	電話番号
広報へきなんに関すること	秘書課広報統計係	95-9867
選挙に関すること	行政課行政係	95-9868
町内会、連絡委員、地区への補助金に関すること	地域協働課共生協働係	95-9872
道路反射鏡(カーブミラー)、道路照明灯、防犯灯に関すること	地域協働課交通防犯係	95-9873
避難所、各種防災計画に関すること	危機管理課危機管理係	95-9874
自主防災会、消防団に関すること	危機管理課地域防災係	95-9875
民生委員に関すること	福祉課福祉総務係	95-9851
敬老会事業に関すること	高齢介護課高齢福祉係	95-9888
ヘルスキーパーに関すること	健康課成人保健係	48-3751
くるくるバスに関すること	商工課商工観光係	95-9894
不法投棄、ごみ袋に関すること	環境課ごみ減量係	95-9899
道路工事・修繕に関すること	土木港湾課道路係	95-9902
水路に関すること	下水道課都市下水係	95-9913
公園全般に関すること	都市整備課都市整備係	95-9910
公民館、青少年育成等に関すること	生涯学習課(文化会館)	42-3511

### 2 その他施設(一部抜粋)

- ・ 碧南市役所 41-3311(代表)
- ・ 碧南市民病院 48-5050
- ・ 臨海体育館 48-5311
- ・ 保健センター 48-3751
- ・ クリーンセンター衣浦 41-3479
- ・ 碧南市市民活動センター 42-6561

## 各地区への委託費等の概要について

### 1 連絡事務事業委託

#### (1) 目的

区及び町内会等に対する広報紙等の配布・回覧による市政の周知、啓発及び事務連絡の円滑化を図ることを目的とする。

#### (2) 積算

町内会加入世帯（19,700世帯想定）×140円×12月＝33,096,000円

### 2 地区連絡委員会事業委託

#### (1) 目的

各地区（6地区）の連絡委員相互の連絡調整、地区住民に関する諸問題・要望等の調整、連絡委員幹事会決定事項等の周知徹底を図ることを目的とする。

#### (2) 積算

連絡委員115名×7,000円×12月＝9,660,000円

### 3 地域振興事業補助

#### (1) 目的

区及び町内会が行う住民の連帯感及び市民性を高めるためのコミュニティ事業に対し助成することにより、地域の健全な発展を図ることを目的とする。

#### (2) 積算

町内会加入世帯（19,700世帯想定）×2,300円＝45,310,000円

※町内会加入世帯は令和8年1月1日現在

### 4 区民館等運営事業補助

#### (1) 目的

地域住民の自治活動の振興を図り、またその活動拠点となる区民館等の管理運営費の一部を助成することにより、区費等の負担軽減ともなり、もって地域の健全な発展を図ることを目的とする。

#### (2) 積算 34,000,000円（全市）

※予算を上回る場合は調整率を乗じる

※令和7年度調整率＝0.857（参考）

(3) 補助の対象（補助金交付規程より）

区分	補助対象経費	補助率	限度額
運営事業	次の各号に掲げる経費のうち、前年度に要した経費 (1) 電気料 (2) 水道料及び下水道使用料 (3) ガス代及び灯油代 (4) 電話料の基本料金 (5) し尿くみ取料 (6) 浄化槽清掃料及び点検料	10分の10	各号の合計額が75万円を超える場合は、75万円に75万円を超えた額の2分の1の額を加えて得た額
	(7) 借地料	10分の10	区民館等の床面積3倍までの借地面積かつ、固定資産税課税標準額の原則4%までの借地料が限度額
	(8) 事務員賃金	2分の1	事務員を置いていない場合、置いているが賃金が年24万円に満たない場合は <u>12万円</u> を補助対象額とする

5 区民館等施設整備事業補助

(1) 目的

町内会等が行う区民館等の新築、増築、改築、修繕、取壊し、公共下水道接続に要する経費を助成することにより、地域住民の自治活動の振興を図ることを目的とする。

(2) 補助の対象（補助金交付規程より）

区分	補助対象経費	補助率	限度額
新築事業	本体工事及び新築又は増築に伴う解体撤去工事に要する経費並びにこれらの付帯工事に要する経費	3分の2	3,000万円
増築事業			1,500万円
改築事業 修繕事業	本体改築及び修繕に要する経費（経費が20万円未満の場合を除く。）	2分の1	1,500万円
取壊し事業	本体解体撤去工事に要する経費及びこれらの付帯工事に要する経費	10分の9	300万円
公共下水道 接続事業	公共下水道接続に伴う排水設備改造及び付帯工事に要する経費	10分の9	—

(3) 7年度補助

流作区民館、二本木荒子町内会館、棚尾区民館、西山区民館、大浜下区コミュニティセンター、鶴ヶ崎区民館、久沓区民館、浜尾区民館、西端下区民館、大浜上区民館

## 碧南市市民活動総合補償制度

碧南市市民活動総合補償制度は、市民の皆様が安心して地域社会づくりに参加できることを目的としています。町内会活動、ボランティア活動などの市民活動中に事故にあわれた場合、補償金が給付されます。万が一、事故にあってしまったときは地域協働課へお問合せください。

### 【補償の対象者】

#### ① 市民活動の主催者、共催者

- ・市各所管課において、その活動および団体名が認知されている団体
- ・ボランティア団体（碧南市市民活動センターまたはボランティア連絡協議会に登録された団体）

#### ② 市民活動の参加者

団体等が主催する市民活動への主体的な参加者（事前申込み等をしている方）

※単なる見物人等、不特定多数の参加者は補償の対象になりません。

### 【補償対象事故および補償額】

#### ① 賠償責任事故

市民活動中に指導者等の過失により、市民活動の参加者又は第三者の生命、身体若しくは財物に損害を与え、当該指導者等が法律上の損害賠償責任を負うもの

補償限度額(1 事故につき対人・対物共通)	最高 5 億円
-----------------------	---------

#### ② 傷害事故

市民活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故で、市民活動中の指導者等及び参加者が死亡又は負傷したもの

死亡補償金	300 万円 事故日から 180 日以内
後遺障害補償金	上限 300 万円
入院補償金	日額 2,000 円 事故日から 180 日以内
通院補償金	日額 1,000 円 事故日から 180 日以内で 90 日を限度

【補償の対象となる活動】

① 団体等が実施するもの（以下のすべてに該当するもの）

- ・ 計画的・継続的に行われている活動
- ・ 無報酬の活動（交通費などの実費の弁償は無報酬とみなします）
- ・ 公共の利益を目的とした自発的な活動
- ・ 日本国内の活動
- ・ 政治、宗教または営利目的でない活動
- ・ 趣味的または懇親的でない活動

② 市が実施する事業又は活動に市民が無報酬で参加するもの

市民活動の区分	活動内容	指導者等 (賠償＋ 傷害)	参加者(※) (傷害のみ)
市が推進するボランティア活動	アダプトプログラム、フラワーボランティアなどの公共施設美化活動など	○	○
	文化会館、図書館、学校、児童センターなどの運営補助活動など	○	○
地域社会活動	地区・町内会活動（運動会、敬老会、交通安全活動、清掃活動など）	○	○
青少年健全育成活動	ボーイスカウト・ガールスカウト活動	○	○
	青少年健全育成推進委員等が行う活動	○	○
公益活動	高齢者、障害者援護などの福祉活動	○	○
	自然保護などの環境保全活動	○	○
	その他の公益活動	○	○
市が主催する事業に関する活動	クリーンピーなどの環境美化活動	○	○
	保育園、幼稚園の園庭開放など子育て支援活動	○	○
	防災訓練などの訓練活動	○	○
	元気ッス！へきなん（市民まつり）、大浜てらまちウォーキングなど	○	○
	講演会などの一般的な文化行事	○	×
	ウォークラリーなどのレクリエーション的行事・公民館まつり、バスツアー（日帰り）	○	○
	スポーツ教室など健康増進事業（競技を除く）	○	○

(※) 不特定多数の参加者は補償の対象になりません。

**【補償の対象とならないもの】**

- ① 学校管理下の活動、P T A活動、子ども会活動など
- ② スポーツ大会、スポーツ団体などの競技を目的とした活動
- ③ 危険度の高い活動
- ④ 宿泊を伴う活動
- ⑤ 故意、重大な過失によるもの等
- ⑥ 他覚症状のないムチウチ症、腰痛等
- ⑦ 団体等が管理中の他人の財物に対する賠償事故
- ⑧ 指導者等が所有もしくは使用する車両等による事故
- ⑨ 個人で行う活動

※「指導者等」とは、市民活動の計画、立案、運営等の指導的地位にある者又はこれに準ずる者をいう。

(例) 元気ッス！へきなんの場合

事前に申込みをした踊り連参加者、ボランティアスタッフなど主体的に参加または協力する者は補償の対象となるが、不特定多数の来場者は対象とならない。

**【事故発生時の手続き】**

万が一事故が起こってしまった場合は、速やかに地域協働課又は活動を把握している部署へご連絡ください。(事故発生後 30 日以内に連絡がない場合、補償制度が適用にならないことがあります。)

保険金の請求には領収書(コピー)が必要です。(ただし請求額が10万円を超える場合は、領収書ではなく、既定の診断書が必要になりますので別途ご相談ください。)

なお、治療費が無料の方は、保険証のコピーを提出してください。(通院5日以上の場合は、通院証明書が必要になります。)

**【綿密な計画で事故防止に努めよう】**

「碧南市市民活動総合補償制度」は市民のみなさんが安心して市民活動を行えるよう、万一の事故に備えて設けたものですが、一番大切なことは事故を未然に防ぐことです。

活動するときには、十分注意して楽しく活動してください。

連絡先 碧南市役所 地域協働課共生協働係 電話 95-9872 (直通)

連絡先	地域協働課共生協働係
担当	菅沼 真希江
電話	95-9872

令和 8 年 4 月 7 日

碧南市連絡委員各位

市民生活部地域協働課

課長 齋藤 静 絵

町内会等における個人情報の取扱いについて（お願い）

個人情報保護法は、町内会や自治会を含む全ての事業者に適用されます。町内会等において個人情報を取り扱うときは、下記のことには注意して適切に管理してください。

## 記

## 1 個人情報を集めるとき

- (1) 利用目的をあらかじめ具体的に特定すること
- (2) 収集する範囲、項目（住所、氏名等）は必要最小限にすること
- (3) 利用目的は、あらかじめ公表するか、本人に知らせること
- (4) 個人情報のうち、人種、信条、病歴、社会的身分などの要配慮個人情報を取得する場合は、本人の同意を得ること

## 2 個人情報を利用するとき

- (1) 取得した個人情報は、利用目的の範囲で利用すること
- (2) 取得した個人情報を取得時とは異なる目的で利用する場合は、改めて本人の同意を得ること

## 3 個人情報を保管するとき

- (1) 取得した個人情報は、盗難、紛失、漏洩等がないよう安全に管理すること
  - ア 紙の個人情報は、鍵のかかる金庫や引き出しに入れる
  - イ パソコンの個人情報データは、パスワードを設定する
  - ウ 個人情報を扱うパソコンにはウイルス対策ソフトを入れる
- (2) 盗難、紛失、漏洩等が起こった場合、誰に報告するかあらかじめ決めておくこと
- (3) 不要となった個人情報は、シュレッダー等で適正かつ速やかに廃棄すること

#### 4 個人情報第三者に提供するとき

(1) 個人情報を本人以外の第三者に渡すときは、あらかじめ本人の同意を得ること（ただし、以下の場合を除く）

ア 法令に基づく場合（例：警察からの照会）

イ 生命、身体または財産の保護のために必要な場合（例：災害時の安否確認）

ウ 公衆衛生・児童の健全育成に特に必要な場合（例：児童虐待からの保護）

エ 国や地方自治体等への協力

(2) 第三者に個人情報を提供した場合は、提供日や提供先などを記録し、個人情報保護委員会規則で定める期間保存すること

(3) 業務を業者に委託する場合は、個人情報の適切な管理を実施することについて確認すること

#### 5 本人から個人情報の開示を求められたとき

(1) 本人から請求があった場合は、個人情報の開示、訂正、利用停止等対応すること

(2) 個人情報の取扱いに対する苦情を受けたときは、適切かつ迅速に対処すること

#### 町内会の世帯票Q&A

Q 世帯票の用紙だけがポストに入っていたが、世帯票の利用目的や回収方法などを明記すべきではないか？

A 町内会加入世帯の家族構成や氏名等の個人情報を記入する世帯票を配布する際は、その用紙に利用目的を明示する必要があります。また、世帯票は封筒に入れて回収するなど回収方法を明示して、個人情報が漏洩しないように配慮してください。

Q 世帯票の用紙に「災害時に利用する」と目的が記載されているが、災害時以外の町内会活動で利用する場合は、目的外利用になるのではないか？

A 世帯票を収集する際は、何に利用するのか目的を具体的に記載してください。

記載例：①災害時の安否確認のため、②火災、事故等の緊急連絡のため、③区及び町内会事業運営のため

愛称は **サポプラ** です！

連絡先：碧南市市民活動センター

担当者：野嶋、古鷹

電話番号：0566-42-6561



## 1 施設の概要

### (1) 名称

碧南市市民活動センター

### (2) 所在地

愛知県碧南市山神町8丁目35番地（へきなん福祉センターあいくる内）

### (3) 設置目的

市民活動、ボランティア活動、町内会活動等の支援を図ることを目的とする

### (4) 団体の主な活動内容

- ア 防災・災害救援に関する事業
- イ 社会教育に関する啓発・施設管理運営事業
- ウ まちづくりに関する啓発事業
- エ 市民活動、ボランティア活動、町内会活動等の支援に関する事業

## 2 サポプラができること

市民活動、ボランティア活動、町内会活動等に関する地域コミュニティーやまちづくりの支援、運営・活動の支援等を行い、地域コミュニティーの活性化のお手伝いをします。

### (1) 地域防災

- ・避難所運営訓練等、防災講座や啓発活動
- ・講師の紹介や情報の提供

### (2) 地域活動

- ・若い世代や外国籍の方の地域交流
- ・講座やイベントなど講師の紹介

### (3) 広報活動のアドバイス

### (4) 補助金や助成金等活動資金に関する助言

### (5) 会議室やオープンスペースの活動場所や製版機や大判印刷などの備品の利用

サポプラは、人と人をつなぎ町内会の問題解決に向けて一緒に考えていきます。

連絡先	碧南警察署生活安全課
担当	檀原 和則
電話	46-0125 (防犯協会)

令和 8 年 4 月 7 日

碧南市連絡委員各位

碧南警察署生活安全課

課長 杉 浦 弘 佳

## 連絡委員防犯連絡所について（依頼）

当署では、事件・事故に関して、住民と緊密な連携を図るため、下記のとおり防犯連絡所を設置しております。つきましては、連絡委員の皆様の住居を防犯連絡所として設けさせていただきたく、お願い申し上げます。

## 記

## 1 設置根拠

防犯連絡所の設置及び運営に関する基準要綱による。

## 2 組織編成

地区防犯協会の下部組織（基準要綱第 3 条）

## 3 役割

町内の事件・事故に関する警察との連携（基準要綱第 7 条）

## 4 必要性

町内の自主防犯意識の醸成を図る中核として、必要不可欠（基準要綱第 1 条、2 条）

## 5 適任者

地区の代表である町内会長等が適任（基準要綱第 4 条）

## 6 任期

原則 1 年 再任は妨げない（基準要綱第 5 条）

## 7 報酬

「自分たちの町は、自分たちで守る」という趣旨から、ボランティアとして、無償でお願いします。（基準要綱第 6 条）

# 防犯連絡所の設置及び運営に関する基準要綱

碧南高浜防犯協会連合会

## 第1条 目的

この要綱は、犯罪を防止し、明るい町づくりを推進するために設けられる防犯連絡所の設置及び運営について必要な基準を定めることを目的とする。

## 第2条 防犯連絡所の性格

防犯連絡所は、住民がその隣保組織を通じて行う、自主的な地域安全活動を推進するための中心となるものとする。

## 第3条 防犯連絡所の設置基準

防犯連絡所は、碧南高浜防犯協会連合会（以下「連合会」という。）の傘下組織として、犯罪の発生状況等を考慮し、次の基準によりこれを設置するものとする。

- 1 一般住宅地にあつては、町内会単位に設ける。但し、防犯上、特に必要のある場合は、その区域を分けて2箇所以上の防犯連絡所を設けてもよいこととする。
- 2 3階以上の高層住宅団地にあつては、その規模に応じて各棟、各階層単位に設けてもよいこととする。
- 3 アパート、その他の規模の大きな集合住宅等にあつては、町内会長と当該アパート等の管理者又は居住者の代表とが協議の上、防犯連絡所を設けるものとする。

## 第4条 防犯連絡所の設置場所等

- 1 第3条の1により設ける防犯連絡所は、町内会長（市連絡委員、町内会長）等、地域安全活動の中心となつて、その活動を行う者の住居に設置するものとする。但し、地域の実状、犯罪・事故等の発生状況、その他防犯上特に必要とする場合は、他の場所にこれを設置するものとする。
- 2 第3条の2及び3により設ける防犯連絡所は、できうる限り隣組組織による役員、その他町内会長が適当と認める者の住居に、これを設けるものとする。
- 3 防犯連絡所は、所定の標示板を掲出するものとする。

## 第5条 防犯連絡責任者

- 1 防犯連絡所ごとに、防犯連絡責任者を置くものとする。
- 2 防犯連絡責任者には、原則として当該防犯連絡所を設置した住居の世帯主をあてるものとする。
- 3 防犯連絡責任者の任期は1年とし、その再任を妨げないものとする。但し、途中交代により新たに防犯連絡責任者に指示された者は、前任者の任

期の残任期間をもってあてるものとする。

## 第6条 防犯連絡責任者の信条

防犯連絡責任者は、犯罪や事故の防止を目的として、明るい町を築くために、熱意と社会奉仕の精神をもって、かつ親切に活動にあたるを旨とする。

## 第7条 防犯連絡責任者の任務

- 1 防犯連絡責任者は、連合会長及び警察署、交番、駐在所と緊密な連携を保ち、次に掲げる方法又は手段により、受持ち地区の自主防犯意識の高揚を図り、地域安全に努めるものとする。
  - (1) 防犯や地域安全に関する懇談会等の開催
  - (2) 地域安全に関する広報資料等の作成、配布、回覧及び掲示
  - (3) 地域安全パトロール等の実践活動の実施
- 2 防犯連絡責任者は、次に掲げるような事象を聞知したときは、警察署にその内容を通報・連絡するものとする。
  - (1) 犯罪を犯したと認められる者を発見したとき。
  - (2) 犯罪が行われたとき、又は行われようとしているとき。
  - (3) 不審者を発見したとき。
  - (4) 犯罪等により住民が被害や迷惑を被ったとき。
  - (5) 家出人、迷い人、迷い子等、応急の救護を必要とする者を発見したとき。
  - (6) 防犯設備等についての意見、要望
  - (7) その他地域安全に必要と認めた事項を聞知したとき。

## 第8条 防犯連絡責任者の研修

連合会長は、必要と認めたとき防犯連絡責任者を招集し、防犯・地域安全活動等の推進について研修会を開催して、その活動の挙揚に努めるものとする。

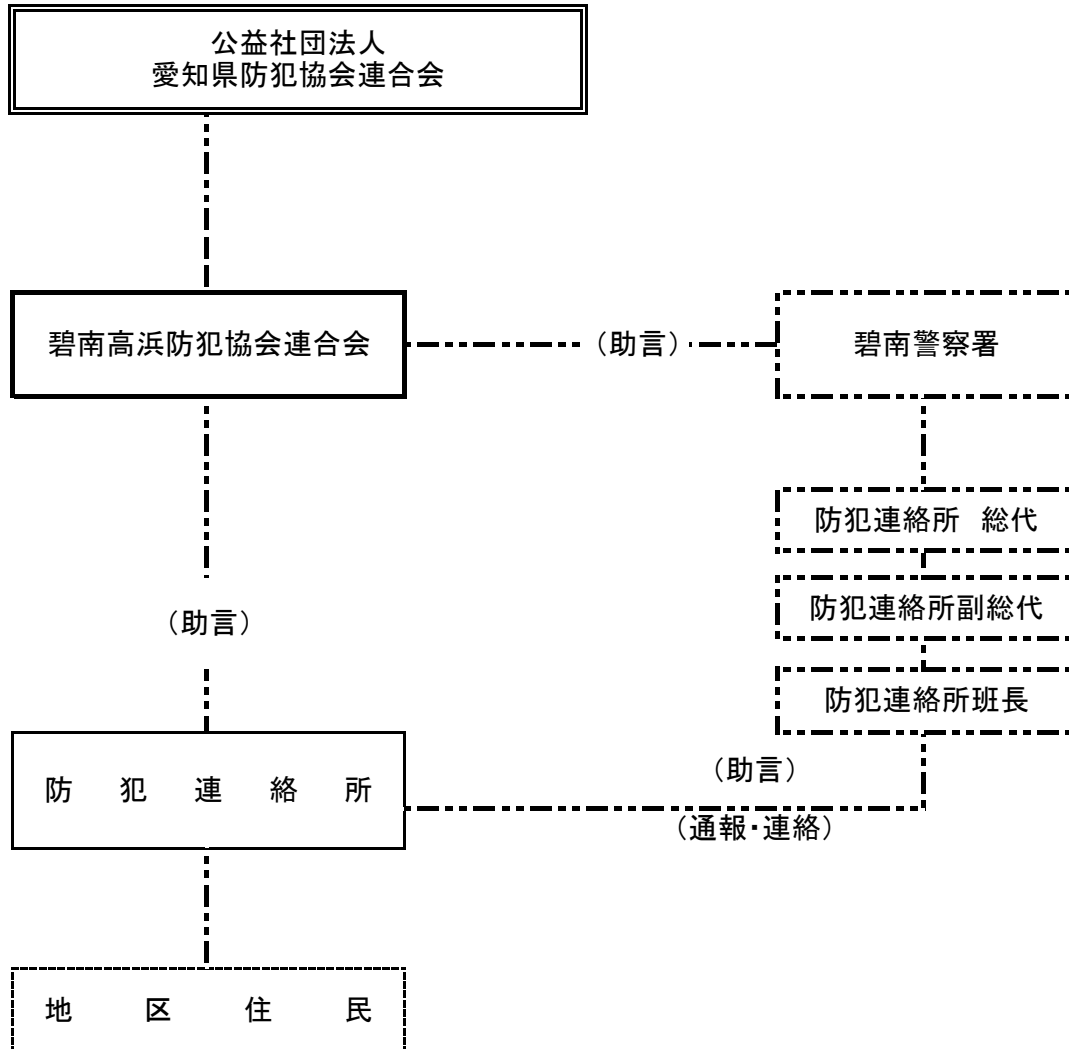
## 第9条 臨時防犯連絡所

- 1 連合会長は、行楽地、又は犯罪・事故多発地区において、特に必要と認めたときは、当該地区に臨時防犯連絡所を設けることができるものとする。
- 2 臨時防犯連絡所の運用にあたっては、この要綱を準用するほか、連合会長は、設置の目的に応じて必要な事項を定めることとする。

## 附 則

- 1 本要綱は、昭和43年4月1日から施行する。
- 2 平成6年10月1日一部改正

# 防犯連絡所のしくみ



## 防犯連絡所プレートについて（お願い）

連絡委員全体会において、碧南高浜防犯協会連合会の末端組織として、地域の自主防犯活動の中心となる「防犯連絡所」の設置および任務等についてお願いしたところですが、毎年3月31日をもって任期1年が終了しますので、各地区連絡委員宅に掲示されております「防犯連絡所」プレートについて、新年度の連絡委員にそれぞれ引き継いでいただきますようお願いいたします。

なお、万一破損等により取替えが必要な場合は新しいものをお渡ししますので、お手数ですが、碧南警察署生活安全課まで取りに来ていただきますようお願いいたします。

※以前の連絡委員宅にプレートが掲示されたままのものがありませんでしたら、取り外していただき、プレートを警察署まで返却していただきますようお願いいたします。

問合せ先 碧南警察署生活安全課内 碧南高浜防犯協会連合会事務局

直通電話 0566-46-0125（FAX 兼用）

碧南市役所地域協働課交通防犯係

電話（直通）0566-95-9873

（代表）0566-41-3311 内線298・299

連絡先	地域協働課共生協働係
担 当	菅沼、鳥居
電 話	95-9875

令和 8 年 4 月 7 日

碧南市連絡委員各位

市民生活部地域協働課

課長 齋 藤 静 絵

町内会加入の促進チラシについて

陽春の候、時下ますます御清祥の段、お慶び申し上げます。

平素は、市行政の運営につきまして格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

市では、町内会への加入を促進するために、市外からの転入者及び市内転居者に対して町内会加入促進チラシを配布しております。チラシの表面には町内会の活動案内を、裏面には該当地区の連絡委員さんのお名前と連絡先を掲載させていただいております。また、地域協働課のホームページでも同様に町内会への加入促進のご案内をさせていただいておりますので、ご承知のほどよろしく願いいたします。

#### 1 町内会加入促進チラシ

別紙のとおり（表面のみ）

# 町内会に加入しましょう

安心安全な生活はご近所づきあいから

町内会は、地域住民の親睦や困ったときの助け合いなど、快適で住みよいまちにするために、地域の皆さんで構成される住民組織です。

普段の近所づきあいの積み重ねが、災害時などいざという時の心強い支えになります。

町内会ではこんな活動をしています

## 情報発信



生活に役立つ  
地域の情報を発信

## 交通・防犯活動

カーブミラーの設置や  
街頭指導  
防犯灯の設置や  
防犯パトロール



## 防災活動



避難訓練など  
災害時に備え、隣近所で  
助け合える環境づくり



コミュニケーション  
を深めるための夏まつり  
などのレクリエーション

きれいで快適な地域をつくるための清掃活動



## きれいなまち

## 住民の交流

## 地域の絆



## 町内会加入届

令和 年 月 日

町内会

ふりがな		電話番号
世帯主氏名		
住所	碧南市 町	

※この加入届を裏面に記載の区民館もしくは町内会長へ

問い合わせ：碧南市役所地域協働課共生協働係 Tel (0566) 95-9872